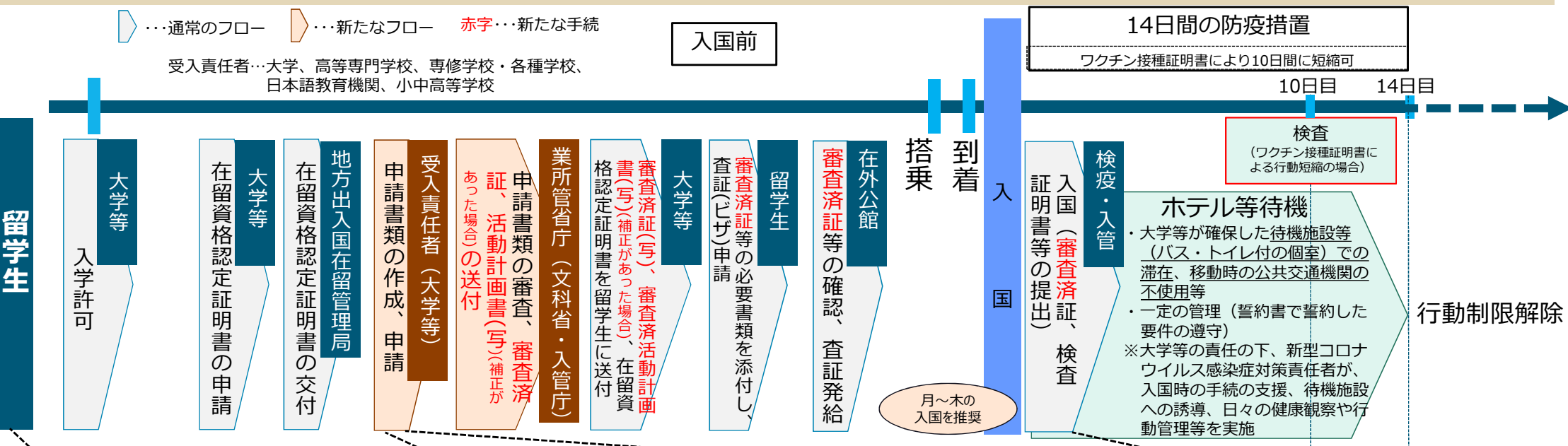


- 本年1月以降、原則停止とした「私費外国人留学生」に関し、大学等の受入責任者による入国者の行動管理を条件とした「新たな措置（19）」により、入国を認める。**11月8日（月）運用開始。**
- 留学生**については、在留資格全体の中でも割合が大きいことから、**入国者に交付された在留資格認定証明書作成日が古い順から、滞在中における待遇や生活面で一定の環境が十分に確保できることが見込まれる大学等による受入れから段階的に進める。**



措置要件

- 「留学」の査証による入国者（長期間の滞在）であること
- 有効な在留資格認定証明書が交付されていること
- 留学生が入学する大学等の受入責任者がいること
- 出入国在留管理庁による令和3年(9月)の教育機関の選定で「適正校」又は「新規校」である旨の通知を受けた大学等が受入責任者であること
※選定の対象となっている学校種のみ
- 指定した期間内に在留資格認定証明書が交付された者であること

申請時の準備

- 待機施設等（バス・トイレ付の個室）の確保、専用の移動手段の確保（原則、事前に予約すること）
- 陽性者・濃厚接触者の発生に備え保健所や医療機関と対応方針を事前に調整
- 入国者への誓約事項の遵守、所定の検査証明書、ワクチン接種証明書（待機期間の短縮を希望する入国者のみ）の確認（※、厚労省指定のMySOSアプリのインストール・ログイン等の徹底（必要に応じてスマホの確保））
- ※日本政府が認めるものを2回以上接種し、2回目接種日から14日以上経過していること

申請書類

- 申請書【様式1】
 - 誓約書（入国者・受入責任者）【様式2】
 - 活動計画書【様式3】
 - 入国者リスト【様式4】
 - 入国者のパスポートの写し
 - 有効な在留資格認定証明書の写し
- ※業所管省庁から審査済証を受領後、入国者が搭乗する便を入国者健康確認センターのWEBフォームを入力
- ※ワクチン接種証明書は申請書には添付不要（入国時に提示すること）

入国時

- 天候等により到着便や時間に変更となる場合は、入国者健康確認センターのWEBフォームの修正を行うこと
- 所定の手続を行い、留学生を待機施設まで誘導すること

入国後（14日間の防疫措置）

- 毎日、留学生の健康確認、待機確認を行うこと
- 活動計画書と異なる活動を行った場合は、業所管省庁に報告すること
- ワクチン接種証明書によって待機期間を短縮する場合は、10日目の検査手段を確保すること
- 判断に迷う場合は、業所管省庁に報告し、指示を仰ぐこと
- 待機期間終了後は、受入結果【様式5-1~3】を業所管省庁へ報告

対象となる留学生の可能時期

在留資格認定証明書交付済	令和2年1月～3月	令和2年4月～9月	令和2年10月～令和3年3月
令和3年11月の申請			
令和3年12月の申請			
令和4年1月の申請			

令和4年2月以降の利用対象者は実施状況を踏まえ決定。

再交付の場合は、再交付前の作成日・番号を確認。

誓約違反措置

- 入国者又は受入責任者が誓約書に違反した場合は、**助言・指導等**は正のための必要な措置を行う。
- 繰り返し誓約に違反した場合等、**指定する期間、受入責任者の申請を受け付けられないことが可能。**
- 受入責任者が指導に従う見込みがない等、**是正が見込まれない場合は、当該受入責任者の名称を公表。**
- 受入責任者に対する実地検査を適宜行う。

私費外国人留学生の入国フロー図 (11月17日時点)

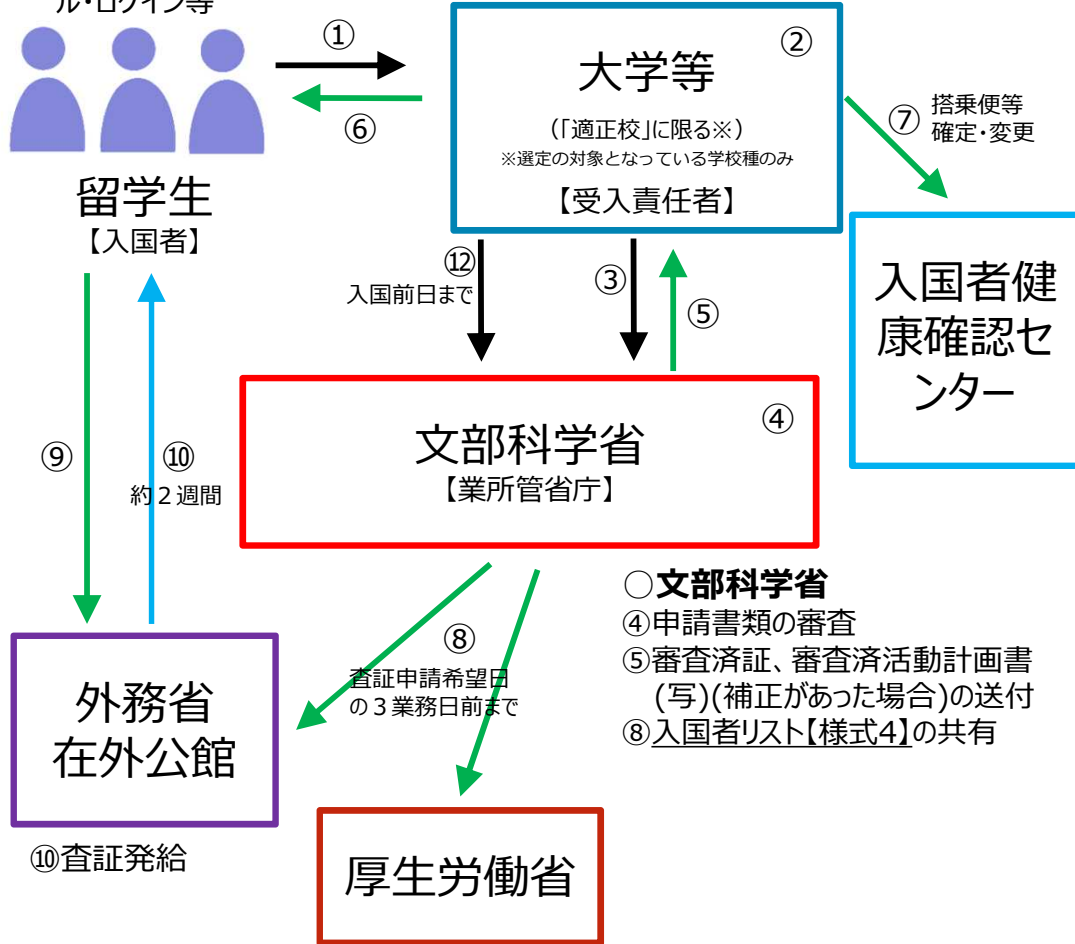
入国前

○留学生 (入国者)

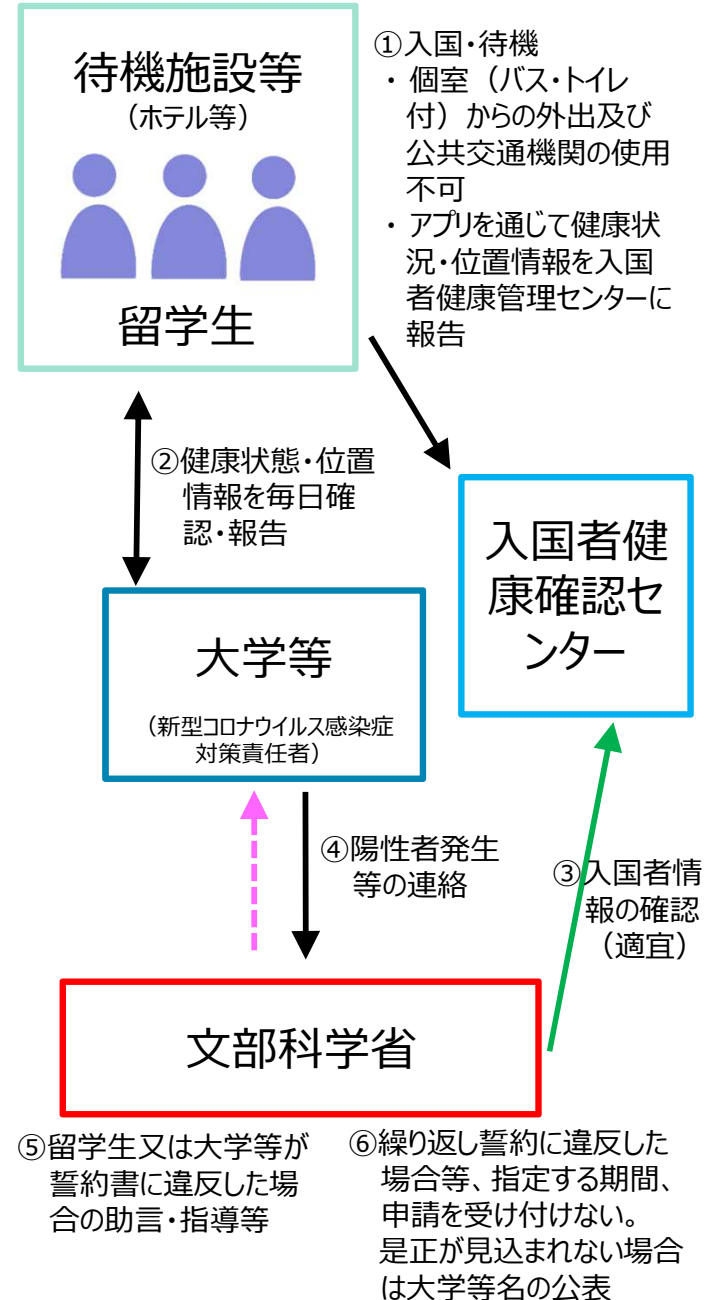
- ① 誓約書(入国者)【様式2】、パスポート・在留資格認定証明書・ワクチン接種証明書(待機期間の短縮が必要な場合)の写しの提出
- ⑨ 査証発給申請・取得
※審査済証を提示
- ⑩ 入国前14日間の検温・健康観察、所定の検査証明書の出発前72時間以内取得、MySOSアプリのインストール・ログイン等

○大学等

- ② 誓約書(入国者)【様式2】等の取りまとめ、内容チェック
- ③ 申請書類(誓約書(入国者/受入責任者)【様式2】、活動計画書【様式3】、入国者リスト【様式4】等)提出
- ⑥ 審査済証、審査済活動計画書(写)(補正があった場合)の送付
- ⑦ 入国者情報入力(常に最新の状態に更新)
- ⑫ 活動計画書【様式3】(最終版)提出
※未決定事項の確定や変更があった場合



待機中



待機後

